

先端研究助成基金の運用に係る方針（改訂案）

平成 21 年 9 月 4 日
総合科学技術会議
最先端研究開発支援会議

平成 24 年 6 月 7 日改訂
総合科学技術会議
最先端研究開発支援推進会議

「最先端研究開発支援プログラム運用基本方針」（平成 21 年 6 月 19 日総合科学技術会議）2.（2）⑤に基づき、最先端研究開発支援プログラム（以下「プログラム」という。）の研究開発に必要な経費として独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に設立される先端研究助成基金の運用に係る基本的考え方（以下「基金運用方針」という。）を以下のとおり示す。

○総則：

- ・先端研究助成基金から支出する研究費（以下「助成金」という。）の執行に係るルールは、独立行政法人日本学術振興会法附則第 2 条の 6 により準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）及び基金運用方針に適合するよう策定されなければならない。

○助成金の交付対象等：

- ・プログラムの補助事業者は、総合科学技術会議が中心研究者・研究課題ごとに決定した研究支援担当機関及び共同事業機関（研究支援担当機関と共同して研究開発若しくはその支援又はその両方を実施する機関）とする。
- ・助成金は、研究支援担当機関における研究支援統括者（中心研究者 （中心研究者に特段の事由が生じた場合には、総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議（以下「推進会議」という。）が、中心研究者に代わる者として適格と判断した者を指す。以下同じ。））において実施する研究開発の支援を統括する者をいう。以下同じ。）による研究開発支援及び中心研究者において実施する研究開発のために交付する。
- ・プログラムの実施に当たり研究機関が合同チームを形成する場合には、研究支援担当機関が責任機関として補助事業全体を統括するものとする。この場合において、振興会と補助事業者との間におけるプログラムの実施に関する一連の事務の実施に当たっては、研究支援担当機関が補助事業者を代表して行うものとする。
- ・補助事業期間は、総合科学技術会議が中心研究者・研究課題ごとに決定した期間とする。
- ・助成金は研究開発事業経費（経費 A）、研究開発支援システム改革経費（経費 B）、研究環境改善等経費（経費 C）の 3 つから構成することとし、経費 A、B、C の性格は以下のとおりとする。

△経費A：研究開発の実施に必要な経費（研究費、研究者人件費、研究機器購入費等）

△経費B：研究支援に必要な経費（研究支援者人件費、知的財産等のスタッフ人件費等）

△経費C：研究環境等の整備に必要な経費（経費A、経費Bに属さないもの）

- ・経費Aの研究者人件費には、中心研究者・共同提案者その他の研究者の人件費も含むものとする。中心研究者・共同提案者以外の研究者については、研究課題に基づく研究開発の推進に支障がなく、プログラムに資するものとして中心研究者が認める場合には、経費Aにより雇用された場合であっても、他の研究業務を行うことが可能であることとする。
- ・経費Bの額は、経費Aの20%の額を上限とし、経費Cの額は、経費Aの10%とする。ただし、一つの研究支援担当機関又は一つの共同事業機関が複数の中心研究者及び研究課題につき補助事業を実施する場合であって、支援活動の共通化が図られることを踏まえ経費B及び経費Cについて総合科学技術会議がこれらと異なる決定をした場合にあっては、当該決定に従って交付する。
- ・補助事業者は、経費Cの一部を減額し、その額を経費Bの上限額に加えることができる。
- ・経費A及び経費Bの費目は、それぞれ物品費、旅費、謝金・人件費等、その他、の4つとする。経費Cの費目はあらかじめ設けないものとする。

○助成金の費目間流用：

- ・経費Aまたは経費Bのそれぞれにおける費目間の流用は、各年度予算額の総額のそれぞれ50%の範囲内であれば、振興会への手続きを経ることなく行うことができる。総額の50%を超える流用を行おうとする場合には、振興会の承認を必要とする。
- ・交付内定後における経費A、経費B及び経費C間の流用は認めない。

○助成金の執行：

- ・助成金の執行は、補助事業者が定める規程等に基づいて行う。補助事業者は、研究者が助成金を柔軟に使用できるようにするとともに、助成金を適正に執行管理するために必要な規程等を定めることとする。
- ・補助事業期間内においては、研究遂行が円滑に進展するよう、年度末・年度始めにおいて経費執行の空白期間が生じないようにし弾力的な経費の執行を可能とする。各年度の助成金において研究計画変更等に伴い発生した未使用分については、最終年度を除き、返還することなく翌年度に引き続き使用することを可能とし、研究支援担当機関において各年度の執行額及び未執行額の発生理由を当該年度の実施状況報告書によって明らかにすることとする。
- ・助成金で取得した設備等については、プログラムに支障が生じない範囲で他事業に有効活用することも可能とする。また、他の補助金等で取得した設備等を本事業に使用することが当該他の補助金等のルールにより認められる場合には、当該使用等に当たっての必要経費について、プログラムからの支出を可能とする。
- ・補助事業者は、交付申請時に提出する研究計画または変更届後の計画書で示すことにより、補助事業の一部を他の研究機関に委託等契約により行わせることができる。そ

の際、委託する業務の内容に応じて、経費A及び経費Bの各費目に振り分けて支出を管理するものとする。経費Aに計上する場合であって、一般管理費に相当する額を交付する必要がある場合には、経費Cから支出できるものとする。なお、補助事業の遂行上必要な場合には補助事業者から委託を受けた機関からの委託（再委託）も可能とする。委託先・再委託先における委託費・再委託費の使いやすさや管理については、助成金の取扱いに準ずるものとする。

- ・プログラムにおいて経費の不正な使用等が認められた場合には、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき振興会が定めるところにより厳正に対処することとする。
- ・プログラムにおいて、研究開発活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合には、「競争的資金の適正な執行に関する指針（平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき振興会が定めるところにより厳正に対処することとする。

○助成金の交付申請等：

- ・助成金は、研究支援担当機関が交付申請時に提出する補助事業期間の所要経費総額および年度毎の執行計画に基づいた支払請求の届出を行うことにより振興会から速やかに交付する。
- ・プログラムの実施にあたり合同チームを形成する場合には、助成金は振興会が研究支援担当機関に一括で配分し、共同事業機関には研究支援担当機関から補助事業遂行に必要な額を配分するものとする。
- ・研究遂行上必要な場合において、研究支援担当機関が振興会の承認を受けたときは、補助事業期間の所要経費総額の範囲内で年度毎の支払予定額の変更及び年度途中の追加払いを可能とする。

○研究計画等の変更：

- ・研究目標を変更する場合には、研究支援担当機関から事前に振興会に変更申請を行い、推進会議の意見を踏まえて、承認を受ける必要がある。
- ・上記を除く研究計画の内容の変更については、中心研究者の判断により行うことができる。ただし、補助事業者が委託した研究機関の変更については、委託する事業の内容に応じ、振興会への事前の届出を必要とする。

○研究体制の変更：

- ・中心研究者及び共同提案者の変更は、原則として認めない。ただし、特段の理由がある場合には、研究支援担当機関から事前に振興会に変更申請を行い、推進会議の意見を踏まえて、承認を受ける必要がある。
- ・中心研究者が研究支援担当機関の変更を希望する場合には、事前に振興会に変更申請を行い、推進会議の意見を踏まえて、承認を受ける必要がある。共同事業機関の変更を希望する場合には、事前に振興会に変更申請を行い、承認を受ける必要がある。

○実施状況報告書の提出

- ・研究支援担当機関は、各年度終了後2か月以内に事業の実施状況及び経費毎の助成金の収支状況を明らかにした実施状況報告書を振興会に提出するものとし、振興会は、提出された実施状況報告書及び現地調査等により、助成金の執行状況を監査する。
- ・研究支援担当機関は、経費Cについて、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度振興会に使用実績報告を行うものとする。

○法律に基づく額の確定：

- ・研究支援担当機関は、補助事業期間終了後に、補助事業期間全体の実績報告書を振興会に提出するものとし、振興会は提出された実績報告書及び現地調査等に基づいて、助成金の額の確定を行う。

○補助事業完了により生じた収益の取扱：

- ・補助事業者は、補助事業期間終了後5年を経過する時点まで、補助事業の完了により収益を生じたときは、研究支援担当機関を通じてその旨を記載した書面を振興会に提出しなければならない。
- ・上記書面を受理した振興会は、当該内容を確認し、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。

○補助事業3年目及び事業終了後の評価：

- ・補助事業3年目において推進会議が中心研究者に対し行う評価の結果、補助事業の継続が不相当である等の意見が出された場合においては、振興会は、これを踏まえて交付決定の一部取消等の措置を講ずることができる。
- ・研究支援担当機関は、プログラムに採択された研究課題について、自己評価報告書を補助事業期間終了後振興会に提出するものとし、これに基づき、総合科学技術会議の評価を受けるものとする。

○研究成果の公開等：

- ・補助事業者は、補助事業期間中及び終了後、中心研究者による論文発表、学会発表や、特許申請の積極的実施のほか、中心研究者においてわかりやすくとりまとめた成果を発信すること（新たに得られた知見、従来技術との違い、今後の技術展開予定など）等により研究成果を公開するものとする。
- ・補助事業者は、国民への説明責任を果たす観点から、年度毎の助成金の使途について、ホームページ等を通じて広く情報公開するものとする。

○知的財産権の帰属：

- ・知的財産権の帰属については、本研究開発の実施に関わる中心研究者及び当該研究開発に参加するその他の研究者と、補助事業者及び研究者の所属機関との間において、研究開発の開始前に協議の上締結した契約等に従うものとする。

○その他：

- ・基金運用方針に定めることのほか、先端研究助成基金の運用に関し必要な事項は、プログラムについて総合科学技術会議が作成した文書及びこれに基づき内閣府が作成した文書と整合性を図りつつ、振興会が定めることとする。